

福島労発基 1223 第6号
令和7年 12月 23日

各関係団体の長 殿

福島労働局長
(公印省略)

技能講習修了証の偽造に係る情報提供について

平素より、労働行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)において政令で定める業務については免許又は技能講習の資格を有する者が就業できることとしており、同法第 76 条には技能講習を修了した者に技能講習修了証の交付をすることとしております。

今般、岐阜労働局管内において下記のとおり技能講習修了証の偽造事案を把握しましたので、情報提供いたします。

つきましては、貴団体会員に対し、作業に従事する者が適正に技能講習を修了しているか確認し、偽造疑いがある技能講習修了証を把握した場合は該当者の就業を禁止すると共に、速やかに福島労働局健康安全課まで情報提供を行う等、無資格者の就業を根絶するように周知啓発をしていただくよう御配慮をお願いいたします。

記

1 事案の概要

株式会社仲江組は、登録教習機関として登録を受けておらず、また、実際に安全衛生に係る講習を実施することなく、無効な技能講習修了証を約 60 枚発行していた。

その手法は、登録教習機関の名称を使用したものではなく、実在しない架空団体名を使用して修了証を作成していたもので、株式会社仲江組の労働者及び下請事業者等の関係事業者に対し、偽造技能講習修了証を発行し、販売していた。

2 偽造した法人等

法人名:株式会社仲江組

所在地:岐阜県岐阜市東川手3-43-1

代表者:代表取締役 仲江邦昌

3 判明している無効な技能講習修了証等の名称(種類)

- (1) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証
- (2) 高所作業車運転技能講習修了証
- (3) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (4) 玉掛け技能講習修了証
- (5) ガス溶接技能講習修了証
- (6) 車両系建設機械技能講習修了証(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

4 本件偽造技能講習修了証の特徴(別紙参照)

(1) 名称

本件に係る技能講習修了証の一部(上記3(1)、(5)、(6))については、技能講習終了証と表記されている。

(2) 交付者

「宮城労働基準局指定建設業労働災害防止協会県南支部」と記載されているが、

- ① 平成31年3月31日付けの交付であるにもかかわらず、「宮城労働基準局」と記載されており、労働局の組織改編が反映されていない。
- ② 「指定」ではなく「登録」である。
- ③ 建設業労働災害防止協会宮城県支部は存在するが、「県南支部」は存在しない。

顔写真

氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
平成 ■年 ■月 ■日生		[REDACTED]
本籍地	[REDACTED]	
住 所	[REDACTED]	

修了となっていない

第 0185 号

車両系建設機械技能講習終了証

平成 31 年 3 月 31 日交付

宮城 労働基準局指定
 建設業労働災害防止協会
 県南 支部



整地・運搬・積込み用及び掘削

備 考

県南支部は存在しない
 都道府県労働基準局は存在しない